

「振替決済口座管理規定」一部改定新旧対照表

日本証券金融株式会社

[実施日：2020年4月1日]

(下線箇所は改定部分)

u003c/div>

新	旧
<p style="text-align: center;">株式等振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(会社の組織再編等に係る手続き)</p> <p>第24条 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、<u>株式分配</u>、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等の際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第24条の2～第36条 (現行どおり)</p> <p>(解約等)</p> <p>第37条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(4)～(7)</u> (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第38条～第40条 (現行どおり)</p> <p>(この規定の変更)</p>	<p style="text-align: center;">株式等振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第23条 (省略)</p> <p>(会社の組織再編等に係る手続き)</p> <p>第24条 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等の際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第24条の2～第36条 (省略)</p> <p>(解約等)</p> <p>第37条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p><u>(4) お客様が第41条に定めるこの規定の変更に同意しないとき</u></p> <p><u>(5)～(8)</u> (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>第38条～第40条 (省略)</p> <p>(この規定の変更)</p>

新	旧
<p>第41条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p>	<p>第41条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>
<p>第42条 （現行どおり）</p>	<p>第42条 （省略）</p>
<p>日本証券金融株式会社</p>	<p>日本証券金融株式会社</p>
<p>平成26年6月20日 改正制定  平成27年1月5日 一部改定  平成27年6月30日 一部改定  平成28年1月4日 一部改定  <u>2020年4月1日 一部改定</u></p>	<p>平成26年6月20日 改正制定  平成27年1月5日 一部改定  平成27年6月30日 一部改定  平成28年1月4日 一部改定</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">国債振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(解約)</p> <p>第16条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(4)～(7) (現行どおり)</u></p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(この規定の変更)</p> <p>第18条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>平成26年6月20日 改正制定 平成28年1月4日 一部改定 <u>2020年4月1日 一部改定</u></p>	<p style="text-align: center;">国債振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第15条 (省略)</p> <p>(解約)</p> <p>第16条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p><u>(4) お客様が第18条に定めるこの規定の変更不同意するとき</u></p> <p><u>(5)～(8) (省略)</u></p> <p>第17条 (省略)</p> <p>(この規定の変更)</p> <p>第18条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>第19条 (省略)</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>平成26年6月20日 改正制定 平成28年1月4日 一部改定</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">一般債振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(解約等)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(4)～(7) (現行どおり)</u></p> <p>第17条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(この規定の変更)</p> <p>第20条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>第20条の2、第21条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>平成26年6月20日 改正制定 平成28年1月4日 一部改定 <u>2020年4月1日 一部改定</u></p>	<p style="text-align: center;">一般債振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第15条 (省略)</p> <p>(解約等)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p><u>(4) お客様が第20条に定めるこの規定の変更不同意するとき</u></p> <p><u>(5)～(8) (省略)</u></p> <p>第17条～第19条 (省略)</p> <p>(この規定の変更)</p> <p>第20条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>第20条の2、第21条 (省略)</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>平成26年6月20日 改正制定 平成28年1月4日 一部改定</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">短期社債等振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(解約等)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、短期社債等を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(4)～(7) (現行どおり)</u></p> <p>第17条、第18条 (現行どおり)</p> <p>(この規定の変更)</p> <p>第19条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>平成21年1月5日 制定 (大阪証券金融株式会社)  平成22年4月1日 一部改定  平成22年7月1日 一部改定</p>	<p style="text-align: center;">短期社債等振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第15条 (省略)</p> <p>(解約等)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、短期社債等を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p><u>(4) お客様が第19条に定めるこの規定の変更不同意するとき</u></p> <p><u>(5)～(8) (省略)</u></p> <p>第17条、第18条 (省略)</p> <p>(この規定の変更)</p> <p>第19条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>第20条 (省略)</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>平成21年1月5日 制定 (大阪証券金融株式会社)  平成22年4月1日 一部改定  平成22年7月1日 一部改定</p>

新	旧
<p>平成23年10月1日 一部改定</p> <p>平成25年7月22日 一部改定 (日本証券金融株式会社)</p> <p>平成25年10月1日 一部改定</p> <p>平成26年6月20日 一部改定</p> <p>平成28年1月4日 一部改定</p> <p><u>2020年4月1日 一部改定</u></p>	<p>平成23年10月1日 一部改定</p> <p>平成25年7月22日 一部改定 (日本証券金融株式会社)</p> <p>平成25年10月1日 一部改定</p> <p>平成26年6月20日 一部改定</p> <p>平成28年1月4日 一部改定</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託受益権振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(解約等)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(4)～(7) (現行どおり)</u></p> <p>第17条、第18条 (現行どおり)</p> <p>(この規定の変更)</p> <p>第19条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>平成21年1月5日 制定 (大阪証券金融株式会社)  平成22年4月1日 一部改定  平成22年7月1日 一部改定</p>	<p style="text-align: center;">投資信託受益権振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第15条 (省略)</p> <p>(解約等)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p><u>(4) お客様が第19条に定めるこの規定の変更不同意するとき</u></p> <p><u>(5)～(8) (省略)</u></p> <p>第17条、第18条 (省略)</p> <p>(この規定の変更)</p> <p>第19条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>第20条 (省略)</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>平成21年1月5日 制定 (大阪証券金融株式会社)  平成22年4月1日 一部改定  平成22年7月1日 一部改定</p>

新	旧
<p>平成23年10月1日 一部改定</p> <p>平成25年7月22日 一部改定（日本証券金融株式会社）</p> <p>平成25年10月1日 一部改定</p> <p>平成26年6月20日 一部改定</p> <p>平成28年1月4日 一部改定</p> <p><u>2020年4月1日 一部改定</u></p>	<p>平成23年10月1日 一部改定</p> <p>平成25年7月22日 一部改定（日本証券金融株式会社）</p> <p>平成25年10月1日 一部改定</p> <p>平成26年6月20日 一部改定</p> <p>平成28年1月4日 一部改定</p>